

萩ヶ丘東地区

【協定地区の範囲(網掛け部)】



注) 上図協定地区の範囲には、協定に同意されていない方の土地も含まれています。

【所在地】 緑区ほら貝一丁目

【最初の認可】 令和2年5月8日

【最近の認可年月日】 令和2年5月8日

【認可番号】 2指令住建指第17号

【有効期間】 令和2年5月8日 より 10 年間 10年の期間延長有り

【用途地域】 第一種低層住居専用地域

【制限の概要】

- 1 2室以下かつ住戸の床面積が50㎡以下の共同住宅、長屋、寮、寄宿舍等は禁止する。
- 2 共同住宅、寮等の用途に供する建築物においては、敷地内に住戸数、住室数の概ね80%以上の台数の駐車場を確保する。
- 3 原則として現状の地盤高を変更しない。
- 4 敷地内で駐車場の確保に努める。
- 5 暴力団の事務所との兼用住宅その他これに類する用途に供する建築物を禁止する。
- 6 宗教団体施設(神社、寺院、教会等)を禁止する。但し、委員会が認めた場合はこの限りではない。
- 7 敷地を100㎡(約30坪)以下に分割するミニ開発等を原則として行わないこと。
- 8 住宅宿泊事業法第3条第1項の届出を行って営む住宅宿泊事業の用に供する建築物を禁止する。
- 9 隣地境界線と建築物の外壁又はこれに代わる柱の面の水平距離は50cm以上の距離を保つこと。

●お願い●

建築協定は地元の運営委員会が中心となって運営されていますので、協定地区内とそれに近接する地域(道路を挟んで協定地区に接する敷地も含みます)で建築をする場合は、運営委員会と相談をしていただくようお願いしています。運営委員会の連絡先については、建築指導課(電話052-972-2918)でご確認ください。

名古屋市内の建築協定地区